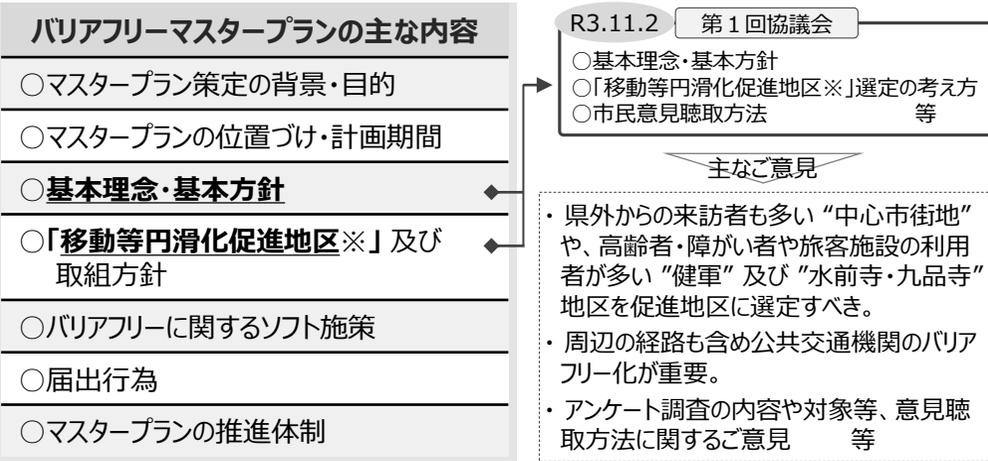


- 今年度から、社会的障壁（物理的障壁や人々の心にある障壁）を取り除くのは社会の責務であるという考え方を共有し、移動しやすい環境をつくり出すことで、自立と共生のまちづくりにつなげるため、「バリアフリーマスタープラン」の作成に着手。
- 庁内の検討体制はもとより、“移動等円滑化推進協議会”を設置し、有識者、利用者及び公共交通事業者など、多様な関係者に参画いただきながら検討。

1 バリアフリーマスタープランの主な内容

・バリアフリーマスタープランは、バリアフリー法やガイドラインに基づき、以下の内容で構成。



※旅客施設を中心とした地区や、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設が集積し、面的・一体的なバリアフリー化を促進する地区。
(地区内で、多くの方が利用する施設や経路を、生活関連施設及び経路として位置付け)

2 基本理念と基本方針について

- ・目指す姿として“基本理念”と、その実現に向けた4つの“基本方針”を設定。
- ・今後、基本理念を踏まえたキャッチコピーやロゴマークについて市民意見を聴取予定。

■ 基本理念(案)

だれもが 移動しやすく 暮らしやすい「おたがいさま」で支えあう 上質な生活都市

■ 基本方針(案)

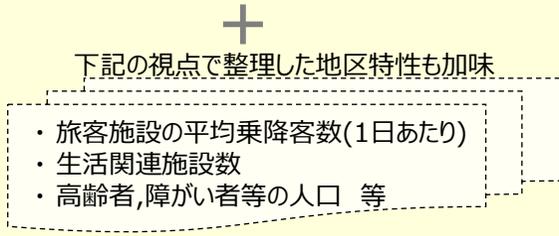
- ① 市民(地域)・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進
- ② 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化
- ③ 市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進
- ④ 継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善

3 移動等円滑化促進地区について

- ・都市機能誘導区域等を候補地とした上で、旅客施設の乗降客数等の地区特性も加味。
- ・今後、協議会やアンケート調査等のご意見を踏まえ地区を選定予定。

■ 「移動等円滑化促進地区」選定の考え方(案)

- 商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保する**都市機能誘導区域**（中心市街地及び15の地域拠点）については、特に移動等円滑化の観点から重要であるため、候補地として選定
- 都市機能誘導区域に容易にアクセスすることができる**居住誘導区域等**においても、施設の配置状況や利用実態を踏まえ、必要に応じ候補地となりえる地区を抽出



4 今後のスケジュールについて

- ・今年度、まちあるき点検等を行いながら地区設定や課題抽出等を実施予定。
- ・その後、関係者と調整を図りながら取組方針等を整理し令和4年度中の策定を目指す。

